

いわゆる脱税経費の損金不算入

最高裁平成六年九月一六日第三小法廷決定

(刑集四八卷六号三五七頁、判例時報一五一八号一四六頁、判例タイムズ八七一号一七一頁)

事実の概要

本件は、不動産売買等を目的とする被告会社が、架空造成費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、虚偽過小の確定申告書を提出し、二事業年度で約二億円余の法人税を免れたという事案である。

協力手数料に、被告会社の各事業年度における損金であるから益金の額から控除されるべきであると主張し、検察官は、法人税法二二条三項所定の損金には当たらないと主張した。

第一審は右協力手数料一九〇〇万円の損金への算入を認めることなく有罪判決を下し、被告会社を罰金六五〇〇万円に処するとともに、行為者の代表取締役を他の法人税法違反と併せて懲役一年八月に処した（東京地判昭和六二・一二・一五判タ六六一号二五八頁）。これに對して第一審判決を支持した（東京高判昭和六三・一一・二八判タ六九四号一六八頁）。弁護人は原審の判決には「判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるなどとして上告したが、最高裁は次のように判示し

本決定は、「架空の経費を計上して所得を秘匿することは、事実に反する会計

決定要旨

処理であり、「法人税法二条四項に規定する」公正処理基準に照らして否定されるべきものであるところ、「本件協力」手数料は、架空の経費を計上するという会計処理に協力したことに對する対価として支出されたものであつて、公正処理基準に反する処理により法人税を免れるための費用というべきであるから、このような支出を費用又は損失として損金の額に算入する会計処理もまた、公正処理基準に従つたものであるということはできないと解するのが相当である旨判示して、本件協力手数料の支出を損金の額に算入することは許されないとの判断を示した。

処理であり、「法人税法二条四項に規定する」公正処理基準に照らして否定されるべきものであるところ、「本件協力」手数料は、架空の経費を計上するという会計処理に協力したことに対する対価として支出されたものであつて、公正処理基準に反する処理により法人税を免れるための費用というべきであるから、このような支出を費用又は損失として損金の額に算入する会計処理もまた、公正処理基準に従つたものであるということはできなりと解するのが相当である「旨判示し、本件協力手数料の支出を損金の額に算入することは許されないとの判断を示した。

学説上は、いわゆる違法支出の損金性に関する議論の一環としてこの問題が論じられてきた（金子宏・租税法（初版昭和五一年）一九五頁、玉國文敏「違法所得課税をめぐる諸問題（六）」判時七六四号九頁、碓井光明「所得税における必要経費」租税法研究三号七一頁、山田二郎「交際費課税をめぐる問題」田中二郎先生古稀記念・公法の理論下）一九二七頁、中村利雄「法人税の課税所得計算と企業会計（二）」税務大学論叢一五卷

所得を秘匿するためのいわゆる脱税経費の取扱いについては、從来から議論があり、損金算入を認める肯定説とこれを認めるべきでないとする否定説とに分かれていた。

学説上は、いわゆる違法支出の損金性に関する議論の一環としてこの問題が論じられてきた（金子宏・租税法（初版昭和五一年）一九五頁、玉國文誠「違法所得課税をめぐる諸問題（六）」判時七六四号九頁、碓井光明「所得税における必要経費」租税法研究三号七一頁、山田二郎「交際費課税をめぐる問題」田中二郎先生古稀記念「公法の理論下」一九二七頁、中村利雄「法人税の課税所得計算と企業会計（二）」税務大学論叢一五卷七九頁、武田昌輔「違法支出と税法上の経費」会計ジャーナル一九八五年五月号六八頁等参考）。脱税経費の取扱いに関していえば損金算入を否定する見解の方が比較的多数であり、その理由として、業務関連性や事業遂行上の必要性に欠けること、公序に反する支出であること、法人税法の理念、目的にもとる経費であること等が挙げられた。これに対し肯定説は少數に止まっているが、否定説が理由とした点について、「脱税経費も法人税を免れることによって企業自身の処分可能利益を増大させ、翌期以降の、例えば受取利息の増大といった面で貢献する可能性が十分あり、当期収益に対応、あるいは関連しない」と批判し（前掲・武田六八頁）、あるいは「法人税法上の所得計算の基準で

I57 いわゆる脱税経費の損金不算入

シユリスト

課税公平論等の税法的要件に左右されない中立的な基準であると解されるので、脱税打合せ費用等の違法支出金も、このようないかぎり、損金性が認められるべきである」旨論じている（前掲・中村七九頁）。なお中村・法人税の課税所得計算（改訂版）（平成二年）一三一頁以下参照）。そして、課税当局も、法人税法に別段の定めがない以上、このような肯定説の見解と同様、損金として控除せざるを得ないと取扱いをしてきたようである。

一方、本件の第一審判決が言い渡されるまでの裁判例を概観すると、刑事裁判例としては、例えば、脱税工作のための登記費用等は資産の譲渡に関し通常必要とされる経費に当たらないとしたもの（大阪地判昭和四四・一・二八税務訴訟資料（以下「税資」という）五六号三頁）、架空什入、架空の外注費及び材料費の計上に関する謝礼金は収益を得るためには必要なものではないとしたもの（大阪地判昭和五〇・一・一七税資八五号一二五頁、東京地判昭和五六・四・六税資一二四号四頁）、東京地判昭和五六・四・六税資一二五頁、東京地判昭和五六・五・二八税資一二五号七八四頁等）、役員に支払った脱税工作資金は正常な業務に関連して必要な経費とはいえないとしたもの（東京地判昭和五八・六・二四税資一四二号一五七頁）があり、民事裁判例の中には、例えば、

序良俗違反で無効であるから損金には該當しないとした裁判例（東京地判昭和六一・一二・一〇税資一五四号四五八頁、東京高判昭和六二・四・三〇税資一五八号四九九頁）があり、結じて脱税経費の損金性を否定するものであった。

して、第一審及び原審の結論を支持した。ものであるが、從来議論のあつた脱税経費の損金性について決着をつけたことは大きな意義を有する。

れるべきものと考えるが、この点は今回の決定では明示的に判断されていないので必ずしも明らかではない。

最後に、本決定は、脱税経費以外の違法支出（例えは事業活動を有利に運ぶための賄賂費用、宅地建物取引業法に違反する仲介手数料の支払い）（高松地判昭和四八・六・二一八行裁判集二四巻六・七号五一二）

税経費の取扱いについて判断したものではない。所得税法違反事件における脱税率は、同法三七条等の規定の解釈としてその損金算入の許否が判断されることにならう。

次に、本件と同様に法人税を脱税するため架空の経費を公表計上している事案においては、そのような会計処理に協力した対価と認められる脱税経費が、公正な処理基準に反するものとして損金性を否定されるることは明らかである。ただ、脱税経費が支出されても、例えば、正確な会計帳簿を作成しながら、仮名預金の設定等巧妙な所得秘匿工作を講じて確定申

貞参照)、暴力団に対する用心棒代の支出や犯罪摘発を免れるための工作費用の支出(東京地判昭和六二・一二・二四判タ六一号二五八頁、横浜地判平成元・六・二二八訟月三五卷一号二一七頁参照)等にまで踏み込んで判断したものとはいがたいたい。なぜなら、本決定はいわゆる公序違反を理由とするものではない上、脱税費の支出は、刑法等の他の法体系の中で違法ではなく、まさに税法の中で違法とされるいるものであって、違法支出の経費性といふ面があるからである。この点は今後のい面があるからである。この点は今後の裁判例の集積を待たなければならない。

卷之二

本文掲載の文献のほか、本件に係る判決及び最高

本文掲載の文献のはか、本件に係る判決及び最高裁判決定の評釈として次のものがある。

- ①井上英敏「最近の脱税事件をめぐる諸問題（一）」
- ②鶴倉貞「いわゆる脱税経費の非損金性」法律のひらば四一巻八号五〇頁
- ③徳江義典「最近のは脱税をめぐる問題」判例ダイアログ六八五号二六頁
- ④黒川弘務「いわゆる脱税経費の損金不算入について」法律のひらば四八巻五号四五頁